

## 【通所介護費】

平成26年4月1日から適用

☆ 昼食代 500円 ☆

○ 基本単位 ※通常規模型（1日につき）

所要時間	3時間以上5時間未満	5時間以上7時間未満	7時間以上9時間未満
要介護1	403円	606円	695円
要介護2	460円	713円	817円
要介護3	518円	820円	944円
要介護4	575円	927円	1071円
要介護5	633円	1034円	1197円

○ 加算

種類	金額
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6円／1日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月総単位数×1.9%
個別機能訓練（Ⅰ）	42円／1日
個別機能訓練（Ⅱ）	50円／1日
入浴介助	50円／1日
若年性認知症利用者受入加算	60円／1日
同一建物内利用者減算	94円／1日

・上記料金算定の基本となる利用時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

イ 費用 原則として予防給付費の1割が利用者の負担額となります。  
次項、料金表の金額は利用者負担分を記載しております。

【介護予防通所介護費】平成26年4月1日から適用

○ 基本部分（共通サービス）

	種 類	単 位
要支援1	介護予防通所介護費	2,115円（1月につき）
	サービス提供体制Ⅱ1	24円（1月につき）
同一建物内利用者減算		376円（1月につき）

	種 類	単 位
要支援2	介護予防通所介護費	4,236円（1月につき）
	サービス提供体制Ⅱ2	48円（1月につき）
同一建物内利用者減算		752円（1月につき）

○ 各種加算（選択的サービス等）

種 類	単 位
生活機能向上加算	100円（1月につき）
運動機器機能向上加算	225円（1月につき）

種 類	単 位
若年性認知症利用者 受入加算	240円（1月）

○ その他の加算（支援1, 支援2 共通）

種 類	加算率
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月総単位数×1.9%

・上記単位を基本とする利用回数は、利用者の居宅サービス計画に定められた利用回数を基準とし、加算については実際にサービス提供に要した回数ではありません。

・支給限度額の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、当施設が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご了承ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は利用介護費の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。